

(2) 適切に整備された車両の使用と適正な燃料使用の指導

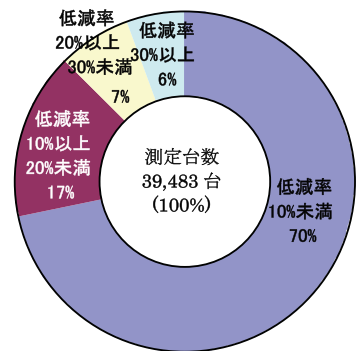
① 適切に整備された車両の使用

自動車による環境負荷の低減を図るためには、自動車の整備が十分になされ、使用過程において常に排出ガス性能が維持されていることが必要です。整備不良の車両は、通常に比べてNOxやPMの排出量が多く、環境上大きな問題となります。

整備のために入庫したディーゼル車について、整備後における黒煙の低減効果を調査したところ、黒煙濃度が10%以上の低減効果が認められた車両が全体の30%ありました。点検整備がディーゼル黒煙の低減に大きな効果があることが確認されました。

●点検整備による黒煙低減効果／2014年10月の整備入庫数 (日本自動車整備振興会連合会調べ)

	測定台数	割合
低減率10%未満	27,745 台	70%
低減率10%以上20%未満	6,973 台	17%
低減率20%以上30%未満	2,575 台	7%
低減率30%以上	2,190 台	6%
合計	39,483 台	100%



(点検整備による黒煙低減率構成割合)

② 適正な燃料使用の指導

国土交通省では2005年度から街頭検査等で燃料の硫黄分を検査し、硫黄分が高く不正軽油を使用していることが判明した場合には、警告又は、適正な燃料への入れ替えを命じる整備命令の発令等により、不正軽油の使用を排除することとしています。

〈不正軽油〉

不正軽油とは、軽油に灯油や重油を混ぜた混和軽油や、重油に硫酸等を加えて精製した製造軽油などをいいます。特に不正軽油の製造過程で排出される硫酸ピッチなどの産業廃棄物は、ほとんどが不法投棄されており、全国的に環境破壊問題となっています。

また、不正軽油をディーゼル車の燃料として使用すると、排気ガス中のPMやNOxを増加させ、大気汚染の原因となります。軽油とA重油とを1：1の割合で混和した不正軽油を使用した場合、ディーゼル車の排気ガス中のPMは14～17%、NOxは7～8%増加するとされています。

●不法投棄され、外にこぼれだした硫酸ピッチ



3 環境対応車の普及促進に向けた取り組み (車体課税の見直し)

2016年度の自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し及び延長、2017年度の実績割の導入等については、次頁の通りです。

〈自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税〉

エコカー減税・グリーン化特例については、以下のとおり見直しした上で2年間延長する。

乗用車		重量車																																																																																																																																							
エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税)																																																																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">平成27年度燃費基準</th> <th colspan="2">平成32年度燃費基準</th> <th colspan="2">EV等 ※1</th> </tr> <tr> <td>自動車重量税</td> <td>未達成</td> <td>+5%</td> <td>+10%</td> <td>+10%</td> <td>+20%</td> <td>+10%</td> <td>+20%</td> </tr> <tr> <td>自動車取得税</td> <td>本則 ※2</td> <td>▲25%</td> <td>▲50%</td> <td>▲75%</td> <td>▲80%</td> <td>▲75%</td> <td>免税 ※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象外</td> <td>▲20%</td> <td>▲40%</td> <td>▲60%</td> <td>▲80%</td> <td>▲80%</td> <td>非課税</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">平成29年度</th> <th colspan="2">平成32年度燃費基準</th> <th colspan="2">EV等 ※1</th> </tr> <tr> <td>自動車重量税</td> <td>未達成</td> <td>+5%</td> <td>+10%</td> <td>+10%</td> <td>+30%</td> </tr> <tr> <td>自動車取得税</td> <td>本則 ※2</td> <td>▲25%</td> <td>▲50%</td> <td>▲75%</td> <td>免税 ※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象外</td> <td>▲20%</td> <td>▲40%</td> <td>▲60%</td> <td>非課税</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">平成30年度</th> <th colspan="2">平成32年度燃費基準</th> <th colspan="2">EV等 ※1</th> </tr> <tr> <td>自動車重量税</td> <td>未達成</td> <td>+5%</td> <td>+10%</td> <td>+10%</td> <td>+40%</td> </tr> <tr> <td>自動車取得税</td> <td>本則 ※2</td> <td>▲25%</td> <td>▲50%</td> <td>▲75%</td> <td>免税 ※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象外</td> <td>▲20%</td> <td>▲40%</td> <td>▲60%</td> <td>▲80%</td> </tr> </table>	現行		平成27年度燃費基準		平成32年度燃費基準		EV等 ※1		自動車重量税	未達成	+5%	+10%	+10%	+20%	+10%	+20%	自動車取得税	本則 ※2	▲25%	▲50%	▲75%	▲80%	▲75%	免税 ※3		対象外	▲20%	▲40%	▲60%	▲80%	▲80%	非課税	平成29年度		平成32年度燃費基準		EV等 ※1		自動車重量税	未達成	+5%	+10%	+10%	+30%	自動車取得税	本則 ※2	▲25%	▲50%	▲75%	免税 ※3		対象外	▲20%	▲40%	▲60%	非課税	平成30年度		平成32年度燃費基準		EV等 ※1		自動車重量税	未達成	+5%	+10%	+10%	+40%	自動車取得税	本則 ※2	▲25%	▲50%	▲75%	免税 ※3		対象外	▲20%	▲40%	▲60%	▲80%	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">平成27年度燃費基準</th> <th colspan="2">平成29年度燃費基準</th> <th colspan="2">EV等 ※1</th> </tr> <tr> <td>自動車重量税</td> <td>未達成</td> <td>+5%</td> <td>+10%</td> <td>+10%</td> <td>+15%</td> <td>+10%</td> <td>+15%</td> </tr> <tr> <td>自動車取得税</td> <td>対象外</td> <td>▲25%</td> <td>▲50%</td> <td>▲75%</td> <td>▲80%</td> <td>▲75%</td> <td>免税 ※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象外</td> <td>▲40%</td> <td>▲60%</td> <td>▲80%</td> <td>▲80%</td> <td>▲80%</td> <td>非課税</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">平成29・30年度</th> <th colspan="2">平成27年度燃費基準</th> <th colspan="2">EV等 ※1</th> </tr> <tr> <td>自動車重量税</td> <td>未達成</td> <td>+5%</td> <td>+10%</td> <td>+10%</td> <td>+15%</td> </tr> <tr> <td>自動車取得税</td> <td>対象外</td> <td>▲25%</td> <td>▲50%</td> <td>▲75%</td> <td>免税 ※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象外</td> <td>▲40%</td> <td>▲60%</td> <td>▲80%</td> <td>非課税</td> </tr> </table>	現行		平成27年度燃費基準		平成29年度燃費基準		EV等 ※1		自動車重量税	未達成	+5%	+10%	+10%	+15%	+10%	+15%	自動車取得税	対象外	▲25%	▲50%	▲75%	▲80%	▲75%	免税 ※3		対象外	▲40%	▲60%	▲80%	▲80%	▲80%	非課税	平成29・30年度		平成27年度燃費基準		EV等 ※1		自動車重量税	未達成	+5%	+10%	+10%	+15%	自動車取得税	対象外	▲25%	▲50%	▲75%	免税 ※3		対象外	▲40%	▲60%	▲80%	非課税
現行		平成27年度燃費基準		平成32年度燃費基準		EV等 ※1																																																																																																																																			
自動車重量税	未達成	+5%	+10%	+10%	+20%	+10%	+20%																																																																																																																																		
自動車取得税	本則 ※2	▲25%	▲50%	▲75%	▲80%	▲75%	免税 ※3																																																																																																																																		
	対象外	▲20%	▲40%	▲60%	▲80%	▲80%	非課税																																																																																																																																		
平成29年度		平成32年度燃費基準		EV等 ※1																																																																																																																																					
自動車重量税	未達成	+5%	+10%	+10%	+30%																																																																																																																																				
自動車取得税	本則 ※2	▲25%	▲50%	▲75%	免税 ※3																																																																																																																																				
	対象外	▲20%	▲40%	▲60%	非課税																																																																																																																																				
平成30年度		平成32年度燃費基準		EV等 ※1																																																																																																																																					
自動車重量税	未達成	+5%	+10%	+10%	+40%																																																																																																																																				
自動車取得税	本則 ※2	▲25%	▲50%	▲75%	免税 ※3																																																																																																																																				
	対象外	▲20%	▲40%	▲60%	▲80%																																																																																																																																				
現行		平成27年度燃費基準		平成29年度燃費基準		EV等 ※1																																																																																																																																			
自動車重量税	未達成	+5%	+10%	+10%	+15%	+10%	+15%																																																																																																																																		
自動車取得税	対象外	▲25%	▲50%	▲75%	▲80%	▲75%	免税 ※3																																																																																																																																		
	対象外	▲40%	▲60%	▲80%	▲80%	▲80%	非課税																																																																																																																																		
平成29・30年度		平成27年度燃費基準		EV等 ※1																																																																																																																																					
自動車重量税	未達成	+5%	+10%	+10%	+15%																																																																																																																																				
自動車取得税	対象外	▲25%	▲50%	▲75%	免税 ※3																																																																																																																																				
	対象外	▲40%	▲60%	▲80%	非課税																																																																																																																																				
グリーン化特例(自動車税等)																																																																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">平成27年度燃費基準</th> <th colspan="2">平成32年度燃費基準</th> <th colspan="2">EV等 ※1</th> </tr> <tr> <td>登録車</td> <td>未達成</td> <td>+5%</td> <td>+10%</td> <td>+10%</td> <td>+20%</td> <td>+10%</td> <td>+20%</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>対象外</td> <td>▲50%</td> <td>▲75%</td> <td>▲75%</td> <td>▲50%</td> <td>▲75%</td> <td>▲75%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象外</td> <td>▲25%</td> <td>▲50%</td> <td>▲50%</td> <td>▲50%</td> <td>▲50%</td> <td>▲75%</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">平成29・30年度</th> <th colspan="2">平成27年度燃費基準</th> <th colspan="2">平成32年度燃費基準</th> <th colspan="2">EV等 ※1</th> </tr> <tr> <td>登録車</td> <td>未達成</td> <td>+5%</td> <td>+10%</td> <td>+10%</td> <td>+20%</td> <td>+10%</td> <td>+30%</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>対象外</td> <td>▲50%</td> <td>▲75%</td> <td>▲75%</td> <td>▲50%</td> <td>▲75%</td> <td>▲75%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象外</td> <td>▲25%</td> <td>▲50%</td> <td>▲50%</td> <td>▲50%</td> <td>▲50%</td> <td>▲75%</td> </tr> </table>	現行		平成27年度燃費基準		平成32年度燃費基準		EV等 ※1		登録車	未達成	+5%	+10%	+10%	+20%	+10%	+20%	軽自動車	対象外	▲50%	▲75%	▲75%	▲50%	▲75%	▲75%		対象外	▲25%	▲50%	▲50%	▲50%	▲50%	▲75%	平成29・30年度		平成27年度燃費基準		平成32年度燃費基準		EV等 ※1		登録車	未達成	+5%	+10%	+10%	+20%	+10%	+30%	軽自動車	対象外	▲50%	▲75%	▲75%	▲50%	▲75%	▲75%		対象外	▲25%	▲50%	▲50%	▲50%	▲50%	▲75%	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">平成29・30年度</th> <th colspan="2">現行制度のまま 2年間延長</th> </tr> <tr> <td>EV等 ※1</td> <td>税率</td> <td>▲75%</td> <td></td> </tr> </table> <p>※1 EV等とは、乗用車においては、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車を指し、軽自動車等のグリーン化特例においては、電気自動車、天然ガス自動車、天然ガス自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車を指す。</p> <p>※2 新車新換装時に限り、自分の課税車でない本制税率が適用となる(平成29年度以降はハイブリッド自動車及び軽自動車を除く)。</p> <p>※3 乗用車においては、現行制度では、新車新換装時に免税を受けた車両について、平成28年度は、免税条件を満たし、かつ、平成32年度燃費基準+40%を達成している車両について、平成30年度は、免税条件を満たし、かつ、平成32年度燃費基準+50%を達成している車両について、それぞれ初回課税時にも免税する。重量車においては、新車新換装時に免税を受けた車両について、初回課税時にも免税する。</p> <p>※4 平成32年度燃費基準達成率については、平成27年度燃費基準+20%を達成している車両のみ50%軽減。</p>	平成29・30年度		現行制度のまま 2年間延長		EV等 ※1	税率	▲75%																																																																	
現行		平成27年度燃費基準		平成32年度燃費基準		EV等 ※1																																																																																																																																			
登録車	未達成	+5%	+10%	+10%	+20%	+10%	+20%																																																																																																																																		
軽自動車	対象外	▲50%	▲75%	▲75%	▲50%	▲75%	▲75%																																																																																																																																		
	対象外	▲25%	▲50%	▲50%	▲50%	▲50%	▲75%																																																																																																																																		
平成29・30年度		平成27年度燃費基準		平成32年度燃費基準		EV等 ※1																																																																																																																																			
登録車	未達成	+5%	+10%	+10%	+20%	+10%	+30%																																																																																																																																		
軽自動車	対象外	▲50%	▲75%	▲75%	▲50%	▲75%	▲75%																																																																																																																																		
	対象外	▲25%	▲50%	▲50%	▲50%	▲50%	▲75%																																																																																																																																		
平成29・30年度		現行制度のまま 2年間延長																																																																																																																																							
EV等 ※1	税率	▲75%																																																																																																																																							

出典：国土交通省